

## 令和4年度愛知県障害者自立支援協議会人材育成部会 検討状況等報告

	議題1：市町村における障害福祉従事者向けの研修の実施状況について	議題2：令和4年度サービス管理責任者等フォローアップ研修実施方針について																																																				
議題内容	<p><b>1 目的等</b> 人材育成体制の検証・見直しのために、市町村に対して「市町村が実施する障害福祉従事者向けの研修の実施状況」の調査を行った。</p> <p><b>2 調査の対象、内容</b> (1) 調査対象 市町村（基幹、自立支援協議会も含む）における令和3、4年度の障害福祉従事者向けの研修（事例検討会・勉強会等）事業（委託を含む）。</p> <p>(2) 調査内容 研修を検討する上で参考にできるよう、調査票②の調査項目を増やしている。 【調査票①】研修名、研修テーマ、実施者、参加対象者、講師等について調査 【調査票②】テーマ選定の考え方、研修効果の評価方法、研修の評価について、研修実施上の課題や解決に向けた取組について調査</p> <p><b>3 調査結果</b> 実施している市町村：51市町 【研修テーマの内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">テーマ</th> <th colspan="2">件数</th> <th rowspan="2">テーマ</th> <th colspan="2">件数</th> </tr> <tr> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 相談支援</td> <td>84</td> <td>82</td> <td>⑧ 介護手法</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>② 自立支援協議会</td> <td>24</td> <td>28</td> <td>⑨ 障害児支援</td> <td>63</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>③ 権利擁護</td> <td>69</td> <td>85</td> <td>⑩ 地域生活支援</td> <td>26</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>④ 就労支援</td> <td>17</td> <td>16</td> <td>⑪ 強度行動障害</td> <td>15</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>⑤ 発達障害</td> <td>32</td> <td>30</td> <td>⑫ 医療的ケア</td> <td>12</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>⑥ 精神障害</td> <td>32</td> <td>33</td> <td>⑬ その他</td> <td>75</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>⑦ 高次脳機能障害</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>合計</td> <td>460</td> <td>488</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑬その他として「防災」、「ひきこもり支援」「虐待についての知識、虐待防止」をテーマとした研修が多い。また、開催方法については、新型コロナウイルス感染症対策としてオンラインで実施していたものを、研修効果や事業所同士の繋がりを重視し、会場開催に見直したいとする研修が多く見られた。</p>	テーマ	件数		テーマ	件数		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	① 相談支援	84	82	⑧ 介護手法	3	3	② 自立支援協議会	24	28	⑨ 障害児支援	63	65	③ 権利擁護	69	85	⑩ 地域生活支援	26	26	④ 就労支援	17	16	⑪ 強度行動障害	15	10	⑤ 発達障害	32	30	⑫ 医療的ケア	12	14	⑥ 精神障害	32	33	⑬ その他	75	90	⑦ 高次脳機能障害	8	6	合計	460	488	<p><b>1 研修の概要</b> サービス管理責任者・児童発達管理責任者（以下、「サビ管・児発管」という。）が相互のスキルを学びあい、さらなるスキルアップを図る研修 （愛知県社会福祉協議会・名古屋社会福祉協議会・愛知県・名古屋市（合同開催））</p> <p><b>2 研修の位置づけについて</b> 愛知県障害福祉従事者人材育成ビジョンに基づき、この研修は「地域における人材育成の取組を支援する研修」となっている。</p> <p><b>3 今年度の研修内容等について</b> 研修テーマ ①「本人中心の個別支援計画作成の手法について学ぶ」 個別支援計画作成の手法に焦点をあてて、受講者に「研修内容を持ち帰り、地域に広めること」を目的とする。 ②「受講者の困り事をすくい上げ、解消する」 経験年数の浅いサビ管・児発管が直面する利用者支援に関する困りごとや事業所運営に関する困りごとを提出し、演習課題とする。また、演習を通して、どのように対処していけば良いか、自身のサビ管・児発管としての役割を振り返る機会とする。 受講対象者 令和3年度にサビ管・児発管実践研修を修了した方（415名）で、現在サビ管・児発管として従事している者 受講人数 100名（愛知県50名、名古屋市50名） ※受講者 26名 研修方法 集合研修（2日間）</p> <p>限られた規模（予算・定員）の中での研修となるが、研修の位置づけに沿った内容を行うよう、地域における人材育成に結びつけることを意識した研修を実施した。アセスメントの手法を学ぶことを通して、新たな目標と計画を立てることに繋げている。 経験の浅いサビ管・児発管の困りごとを共有し、グループワークを通して原因を探ることで解決策を見だし、サビ管・児発管としてどのようにあるべきか、自身の資質の向上に繋げる。その上で、基礎・実践研修で学んだサビ管・児発管の役割を改めて伝えている。</p>
	テーマ		件数			テーマ	件数																																															
令和3年度		令和4年度	令和3年度	令和4年度																																																		
① 相談支援	84	82	⑧ 介護手法	3	3																																																	
② 自立支援協議会	24	28	⑨ 障害児支援	63	65																																																	
③ 権利擁護	69	85	⑩ 地域生活支援	26	26																																																	
④ 就労支援	17	16	⑪ 強度行動障害	15	10																																																	
⑤ 発達障害	32	30	⑫ 医療的ケア	12	14																																																	
⑥ 精神障害	32	33	⑬ その他	75	90																																																	
⑦ 高次脳機能障害	8	6	合計	460	488																																																	
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>同じテーマの研修を、毎年内容を変えて実施している市町村や、ニーズに合わせて実施している市町村もある。他の市町村の実情を知ることによって、気づきを得ることができると考えるので、調査を続けることで、地域が変わってくると良い。</li> <li>今後、外部（大学の教授など）に分析を依頼すれば、次に繋がる知見が得られるかもしれない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県のサビ管・児発管（基礎・実践）研修では「本人中心の個別支援計画について」を、重要な部分として研修内容が組み立てられている。フォローアップ研修の担当者及び講師は、サビ管・児発管研修（基礎・実践）に関わりがないため、受講者が混乱することのないよう、基礎・実践研修の意図や内容を十分把握して、フォローアップ研修の内容を組み立てて欲しい。</li> </ul>																																																				
今後の取組	<p>今回の調査結果を、地域アドバイザー及び市町村にフィードバックすると共に、来年度以降も継続的に調査を行う。また、研修実施上の課題や解決に向けた取組について、次年度以降の見直し事項を載せている市町村については改善状況等の推移についても注目し、良い事例を共有できるようフィードバック方法等も工夫していく。また、今後の調査の中で、市町村が行う基礎的な研修については、地域の実情に合わせてどのようなものが該当するのか検討していく。</p>	<p>今年度の研修では、地域における人材育成の取組を支援する内容としたが、受講対象者を限定したため受講者が少なかった。受講対象者やテーマなど、見直す部分も多くあるため、検討が必要である。また、サービス管理責任者等研修を通して、さらにフォローした方が良い部分などは、講師からの意見や研修後のアンケートにより分析、把握をしていく。</p>																																																				

	①地域生活支援拠点等の整備について	②グループホーム整備促進支援制度について	③日中サービス支援型グループホームの運営状況等に対する評価について
概要等	<p><b>計画</b></p> <p>○2023年度末までに各市町村又は各圏域において、地域生活支援拠点等（以下「拠点」等という。）を少なくとも1つ確保する。</p> <p>○各市町村又は各圏域において、拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。</p> <p><b>「運用状況の検証・検討のための手引き」の作成</b></p> <p>○地域アドバイザーから意見を聴取し、手引きを作成。</p> <p>○令和3年度末に各市町村等へ配布。</p>	<p>○グループホーム整備促進支援制度は、新たに整備を検討している者を主な支援対象とし、立ち上げから運営までトータルに支援することを目的として、平成26年から実施。現在、6名の支援コーディネーターを配置している。</p> <p>○令和4年度は、スタートアップ相談会、グループホーム見学・相談会、モニタリング調査等の事業を実施。</p>	<p>○近年、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられ、特に外部の目が入りにくい日中サービス支援型グループホームについては、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった質の低下、質の確保が問題となっている。</p> <p>○日中サービス支援型グループホームの運営については、地域の自立支援協議会等において、定期的に評価等を受けることとなっているが、その評価に対する改善の取り組みがなされないケースが見受けられ、サービスの質の確保を図ることが課題となっている。</p>
部会での検討状況	<p><b>第1回部会</b> (R4.5.27)</p> <p>令和3年度事業に対する運用状況の検証・検討の実施状況をとりまとめ、実施上の課題として、いくつかの市町村において評価基準の設定方法を課題に挙げていることを報告した。</p> <p><b>【委員の主な意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度、部会で作成した「運用状況の検証・検討のための手引き」について、市町村にモニタリングを行うことが大切である。</li> </ul> <p><b>第3回部会</b> (R5.2.6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用状況を次回以降の部会で確認していくこととする。</li> </ul>	<p><b>第1回部会</b> (R4.5.27)</p> <p>今年度の取組内容を説明。事業効果を高めるため、例年の実施方法を見直した。</p> <p><b>【委員の主な意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームの整備については、量から質にシフトしていく時期だと思う。今後は、グループホームの支援の質を確保するための内容を充実させていくべきである。</li> </ul> <p><b>第2回部会</b> (R4.10.28)</p> <p>グループホーム支援コーディネーターを部会に招き、意見交換を実施した。</p> <p><b>【委員の主な意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2030-2040年問題（超高齢化社会）の到来により、現在、在宅で家族と同居により暮らしている障害者をどうやって支えていくのが課題となってくる。居住支援の一つとしてグループホームがあることを伝えていく必要がある。</li> <li>・県が実施しているグループホーム整備促進支援制度と民間の営利法人が実施している説明会との違いをはっきりさせることが必要である。</li> </ul> <p><b>第3回部会</b> (R5.2.6)</p> <p>今年度の事業の報告と来年度の当事業の方針を説明。</p>	<p><b>第1回部会</b> (R4.5.27)</p> <p><b>【委員の主な意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の自立支援協議会において、年1回評価を実施しているところであるが、評価に対する改善の取組がなされていないケースが見受けられるため、どのように地域に根ざしたグループホームに導くかが課題となっている。</li> </ul> <p><b>第2回部会</b> (R4.10.28)</p> <p>部会と同日の午後に、日中サービス支援型グループホームが所在する市町村の担当者及び地域アドバイザーの出席による担当者会議を開催し、意見交換を行うことを報告した。</p> <p><b>第3回部会</b> (R5.2.6)</p> <p>令和4年10月28日（金）に開催した担当者会議の報告とそれを踏まえた要望・意見について、市町村（特に、支給決定を行う市町村）及び日中サービス支援型グループホームを運営する事業者あてに、それぞれ依頼文を发出したことを報告した。</p> <p><b>【委員の主な意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見、要望等の内容は、具体的でわかりやすい。</li> <li>・改善への一歩として、大きなアクションだと考える。</li> </ul>
次年度の取組	<p>○令和3年度に作成した「運用状況の検証・検討のための手引き」については、令和4年度は運用を開始して1年目であるため、令和5年度に運用状況や意見照会を行う。</p> <p>○グループホームの整備については、量的な面及び質的な面のいずれの支援も必要であることから、グループホーム整備促進支援制度を引き続き活用し、特に質の確保として、日中サービス支援型グループホームに対するモニタリング調査を主体的に実施する。</p>		

4障福第1770号  
令和5年1月19日

各市町村障害福祉主管課長 殿

愛知県福祉局福祉部障害福祉課長  
(公 印 省 略)

日中サービス支援型グループホームへの支給決定等を行う  
市町村への要望・意見について (依頼)

グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった質の低下が懸念されると共に、日中サービス支援型グループホームについては、運営が閉鎖的になるおそれがあり、事業運営の透明性を高めていくことが課題となっています。

国においてもこれらを課題と捉えており、国の報告書『障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～(令和4年6月13日)』では、その取組に向けた検討がされております。

本県では、国の動向を注視すると共に、質の確保を図る観点から、日中サービス支援型グループホームの実情や課題を把握するため、令和4年10月28日に日中サービス支援型グループホームが所在する市町村(令和4年4月1日時点)の実務担当者会議を開催しました。

会議では、市町村職員及び地域アドバイザー出席のもと、日中サービス支援型グループホームを運営する法人本部及び事業所に対する要望・意見のほか、支給決定等を行う市町村への要望・意見も施設所在市町村の共通の認識として、別添「日中サービス支援型グループホームへの支給決定等を行う市町村に対する要望・意見」とお示されました。

各市町村におかれましては、「質の確保」を担保するため、日中サービス支援型グループホームの所在にかかわらず、市町村共通の取組として要望事項を尊重し、利用者へのより良いサービスに向けた改善に努めていただき、さらに市町村間の情報共有、連携・協力体制を図ることに努めていただきますようお願いいたします。

また、日中サービス支援型グループホームを運営する法人本部及び事業所に対する要望・意見についても、参考までに送付します。

担 当 地域生活支援グループ (石野、鈴木)  
電 話 052-954-6292

## 日中サービス支援型グループホームへの 支給決定等を行う市町村に対する要望・意見

### 支給決定、相談支援関係

- 日中サービス支援型グループホームについては市外(県外を含む)の利用者が多く、障害者の意思決定支援が軽んじられ、縁もゆかりもない地域での共同生活を強いられていると思われるケースがある。  
支給決定については、利用予定の施設の支援状況をよく確認するとともに、障害者の意思決定支援がなされているか相談支援事業所等と連携して対応する体制を整備すること。
- 日中サービス支援型グループホームの支給決定を行う場合は、次の2点について慎重に検討すること。特に、希望される入居先が他市町村に所在する場合は、所在市町村の取扱いを十分に尊重して、慎重に判断すること。
  - ・本人は入居を希望しているかどうか、事業者都合、家族都合によって選ばれたグループホームへの入居ではないか、本人の意思を確認すること  
なお、本人の意思確認が難しい場合には、家族だけではなく本人のことをよく知る関係者からも確認を取り、慎重に判断すること
  - ・他の種類のグループホームでの対応ができる方ではないか、日中サービス支援型を選択する積極的な理由があるかなど、日中サービス支援型グループホームである必要性を検討すること
- 相談支援専門員は、本人及び家族の意向をよく聴き、本人の希望を十分に尊重して、国が示されたスキームに従って支援計画を作成すること。
- モニタリングは、国が示した「モニタリング実施標準期間確認表」とおり、新規サービス利用者は利用開始から3月は毎月とし、その後は3月毎として、可能な限り、現地において行うこと。
- 居住地から離れた日中サービス支援型グループホームの利用に際して同事業の支給決定がなされたとき、支給決定市町村から施設所在市町村(基幹相談支援センター、委託相談支援事業所等)に対して、施設所在市町村に属する相談支援専門員にサービス等利用計画の作成やモニタリングの実施を依頼されることがある。しかし、その方のことを全く知らない相談支援専門員がサービス等利用計画の作成やモニタリングの実施をすることは大変困難である。  
障害が重く意思決定の難しい方については、住み慣れた地域で、その方のことを

よく知った相談支援専門員が計画を立て、慎重にモニタリングを行い、日中サービス支援型グループホームで住み続けたいという意味確認ができた時に初めて、その地域の相談支援専門員に交代するという形が望ましい。

#### セルフプラン関係

- 本人が特に希望する場合を除き、セルフプランは不可とすること。
- 意思決定が難しいにもかかわらず、セルフプランで対応するというケースが散見される。本人が特にセルフプランの作成を希望するときを除き、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成すること。

#### 障害者虐待等防止関係

- 虐待発生時の対応については、虐待発生時のスキームに従い支給決定市町村が中心となって対応すべきと考える。たとえ遠方の日中サービス支援型グループホームについても、誠実に対応すること。また、その際の対応状況について、施設所在市町村に対して情報提供に努めること。  
早期の対応に向けて、支給決定先が他の市町村の場合は、日中サービス支援型グループホームの中にどの市町村の方が住んでいるのか現状では把握できないため、支給決定をする際は、施設所在市町村に対して情報提供に努めること。
- 虐待発生時、支給決定市町村から施設所在市町村に事実確認を求めるケースがある。これにより、施設所在市町村、基幹相談支援センター及び相談支援事業所の業務負担が大きくなっている。特にセルフプランの場合は、虐待の発見が遅れ、重大な事件に繋がりがやすく、緊急の対応は施設所在市町村の社会資源任せとなっている。  
少なくとも相談支援が受けられ、モニタリング報告書により状況を確認できる体制を整えること。  
また、虐待発生時の事実確認について、支給決定市町村と施設所在市町村との共同実施、あるいは支給決定市町村が現地にて行うなど、責任を持った対応をとること。

#### その他

- 事業指定時及び事業開始後年1回の市町村自立支援協議会等における評価については、事業者に対して事前に評価表等の資料の提出を求め、協議会等に事業者を招き対面で行うこと。また、評価時の指摘事項に対しては、定期的に改善状況の確認を行い、改善できていないときは、具体的にいつまで改善できているか確認すること。
- 日中サービス支援型グループホームの評価について、書面上の評価だけにならないよう各市町村の評価方法など、情報を共有しながら評価の工夫をしていくことも必要である。  
また、自立支援協議会等を活用して、サービスの質の向上についての議論をしていくことも一つの手段ではないかと考える。
- 日中サービス支援型グループホームに対し、実地での指導、訪問等が必要である。
- 各市町村で、日中サービス支援型グループホームの課題や工夫点などの情報交換、行政側と相談支援事業所等がより協力して対応していく体制作りが必要である。

4障福第1770号  
令和5年1月19日

日中サービス支援型グループホーム  
法人代表者様  
事業所管理者様

愛知県福祉局福祉部障害福祉課長  
(公印省略)

日中サービス支援型グループホームに対する  
要望・意見について(依頼)

グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった質の低下が懸念されると共に、日中サービス支援型グループホームについては、運営が閉鎖的になるおそれがあり、事業運営の透明性を高めていくことが課題となっています。

国においてもこれらを課題と捉えており、国の報告書『障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～(令和4年6月13日)』では、支援の質の確保及び事業運営の透明性を高めるために外部評価制度の導入など、その取組に向けた検討がされています。

愛知県では、国の動向を注視すると共に、質の確保を図る観点から、日中サービス支援型グループホームの実情や課題を把握するため、日中サービス支援型グループホームが所在する市町村の実務担当者会議を市町村職員及び地域アドバイザー出席のもと開催しました。

会議では、日中サービス支援型グループホームを運営する法人本部及び事業所に対する要望・意見が施設所在市町村の共通の認識として、別添「日中サービス支援型グループホーム 法人本部・事業所に対する要望・意見」のとおり示されました。

この要望事項は、行政監査や行政指導の位置付けとしてではなく、利用者の生活を支えていく事業者が当該地域で求められている支援の質など、サービスをより良くしていくために課題等の解決に向けて地域と一緒に取り組むべき趣旨で取りまとめたものであります。

法人本部及び事業所におかれましては、「質の確保」のため要望事項を尊重し、利用者へのより良いサービスの提供に向けて改善に努めていただき、さらに本県及び市町村を始めとする関係機関との情報共有、連携・協力体制を構築することに努めていただきますようお願いいたします。

担当 地域生活支援グループ(石野、鈴木)  
電話 052-954-6292

## 日中サービス支援型グループホーム 法人本部・事業所に対する要望・意見

### 職員研修関係

- 日中サービス支援型グループホームの開所にあたっては、入居者の支援を行う上で必要な知識・スキルを持ち、十分な研修を行ってから開所すること。
- 法人又は事業所内の研修において、福祉サービスの制度、利用者への支援等、管理者やサービス管理責任者だけでなく、日中支援にあたる職員にも理解を促すこと。また、職員のスキルや経験値に応じて市町村や基幹相談支援センター等が実施する研修に参加させ、事業所全体のサービスの質の向上に努めること。
- 日中サービス支援型グループホームは、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設されたサービス類型であるが、無資格・無経験の多くの職員が十分な教育を受けないまま現場を任されて支援を行っていることが、事故及び虐待発生の一因であると考えられる。  
介護福祉士等の有資格者、介護業務の経験者を十分に確保するとともに、虐待防止、権利擁護、意思決定支援、強度行動障害などの知識や意識向上が必要である。  
○JTを含めて研修の充実に取り組むこと。

### 職員確保、サービス管理関係

- 新規事業所の立ち上げるペースが速すぎ、支援の質が全く追いついていないケースがある。  
重度の障害者が地域で生活していく手段の一つとして、必要なサービス形態であることを各機関も認識している。展開ばかりするのではなく、着実に経験を積み、必要な事業所として地域に根付かせるようにすること。
- 新規開設を計画したが職員を思うように確保できず、万全の体制でサービスの提供を開始できない、あるいは指定自体を受けられないというケースがある。  
事業者は拡大ありきの経営方針を改め、実現可能な計画に基づき、障害福祉サービスを提供していくこと。
- 職員の頻繁な入れ替わりにより、利用者が不穏になる傾向がある。利用者のためにも職員の離職を防ぐ方法をしっかりと構築し、職員が安心して働けるよう、職員

の定着に取り組むこと。

- 広域的に事業を展開している事業者について、支援の場であるグループホームの管理者やサービス管理責任者に十分な権限が与えられていないことにより、適切なサービス提供に支障をきたしているケースがある。

事業所の運営方法、各種提出書類の作成、人材の採用等については、管理者・サービス管理責任者に一定の権限を付与するなど、現場との意見交換、情報や課題の共有を図りながら地域の実情に合ったサービスの提供に努めること。

#### 協議会等の参加、評価、情報共有関係

- 市町村自立支援協議会等の開催時期は定期的に決まっており、事業者の都合により、随時開催されるものではないため、評価を受ける場合は、スケジュールを確認し、十分な体制を整えて評価に臨むこと。
- 市町村自立支援協議会等での日中サービス支援グループホーム評価に関しては、毎年評価に対する実施内容の検討、会議の場での質疑応答や事業所訪問等を行っている。このように協議会での負担が多いにも関わらず、評価により改善を要することでも事業者の自主的な対応を待つしかないのが現状である。  
事業者は、たとえ強制力がなくても、サービスをより良くしていくために地域と一緒に取り組んでいく趣旨から、協議会の評価を尊重し、改善を行っていくこと。
- 事前評価及び事後評価の事業報告について、他施設の資料を単に使い回しており、当該事業所の報告内容となっていないケースがある。各地域や施設の実情を踏まえた資料作り及び報告に努めること。
- 日中サービス支援型グループホームは、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されている。その趣旨に伴った質の高いサービスを提供すると共に、市町村自立支援協議会への参加を始め相談支援事業所、市町村障害福祉担当課など各機関との情報交換の場を作るように努め、情報の共有や課題の共有を行うこと。施設内での解決が難しいことは施設内で抱え込まず、他機関との連携が重要であることを認識し、風通しの良い事業運営を行うこと。
- 強度行動障害など支援の難しい方を受け入れていただくことは大変感謝する。  
しかし、支援スキルが不足している職員による不適切な対応が続き、最終的には短期間のうちに、受け入れができないというケースがある。受け入れた以上は、責

任を持って専門性の高い支援と長く生活できる体制をお願いしたい。また、事業所で対応できない場合は、責任を持って次の生活の場を探す対応も行うこと。

#### 食材費・金銭管理関係

- 契約書や重要事項説明書に記載されている費用は、適切に活用すること。  
入居者から徴収した食費について、徴収した食費が一度本部へ入金され、その後、グループホームに支給される場合についても入居者から徴収した食費等は、目的どおり適切に運用すること。
- 入居者から金銭の預かりがあるにも関わらず出納帳を作成していない、入居者のケース記録が残されていないことが見受けられることから、入居者との金銭、記録等の受け渡し、日々の職員間の引継ぎについて適切に管理すること。

#### その他

- 日中サービス支援型グループホームは、地域の重要な社会資源である。地域の中で困っているケースへの支援に緊急時の短期入所がある。職員の支援スキルを上げ、緊急時には短期入所で迅速に対応できる事業所作りを行うこと。
- どんなに重い障害があっても、一人の尊厳のある個人として関わること。

## 令和4年度第2回医療的ケア児支援部会の活動状況について

## 1 開催日

令和5年2月17日（金）（愛知県庁本庁舎6階 正庁）

## 2 議題

## (1) 医療的ケア児（者）の実態把握について

本県内における今後の実態把握の実施主体、実施方法及び実施頻度などについて、意見を伺った。

## ＜主なご意見＞

- ・市町村が医療的ケア児を支援するためには、管内の対象の方の実態を把握しておかなければならないので、各市町村の障害者福祉計画にも実態把握を盛り込み、市町村が実施していただきたい。
- ・市町村で実施する場合も、県から指導等をしていただきたい。
- ・市町村が把握し、県が集約する方法が好ましいが、次回は再度県で実施していただきたい。
- ・子どもは成長が早く、新たな課題が次々と生じるので、年に1回程度は実施していただきたい。
- ・5年に1回程度でいいのではないか。
- ・前回調査とデータの比較検証できるようにしていただきたい。
- ・できる限り協力機関の負担がないような方法を検討されたい。

## ＜今後の取組み等＞

- ・いただいたご意見をもとに、県庁内で検討し、その結果を次回の部会でお示しする。

## 3 報告事項

## (1) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の開催結果について

## a 令和4年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修について

実施日：（講義）令和4年12月8日（木）、9日（金）  
（演習）令和5年1月11日（水）、12日（木）

実施会場：（講義）中区役所ホール  
（演習）愛知県自治研修所

修了者数：101名（H30～R4通算：466名）

## b 令和4年度医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修について

実施日：令和5年3月20日（月）

実施会場：愛知県自治研修所 講堂

受講者数：100名（予定）

## ＜主なご意見＞

- ・修了者数に対して、各市町村でのコーディネーターの活動実態・状況が見えてこない。
- ・コーディネーターは、医療との連携できないと効果的な支援につながらない。

## ＜今後の取組み等＞

- ・引き続き、養成研修及びフォローアップ研修を実施し、量と質の向上を図っていく。

## (2) 医療的ケア児支援センターの活動について

## a 相談件数（12月末現在）

あいち		青い鳥	だいたい	にじいろ	にしおわり	三河青い鳥	信愛	計
基幹	地域							
5件 (4人)	20件 (16人)	35件 (14人)	14件 (12人)	7件 (7人)	7件 (4人)	17件 (11人)	14件 (6人)	119件 (74人)

※上段は延べ相談件数。延べ相談件数には特定の医療的ケア児に関する個別の相談のほか、支援一般に関する相談を含む。下段（ ）内は延べ相談件数のうち個別の相談があった医療的ケア児の実人数。

※にじいろ医療的ケア児支援センター担当圏域は、開設(12/1)まではだいたいが対応

## b 相談の状況（12月末現在）

対象児の主な医療的ケア ※1件の個別相談につき複数回答あり	主な相談者 ※同一案件に対し複数の相談者あり	主な相談内容 ※1件の相談につき複数回答あり
○経鼻経管栄養 39件	○相談支援事業所 29件	○福祉サービスの利用 51件
○人工呼吸器 28件	○市町村職員 20件	○就学 23件
○気管切開 27件	○家族 16件	○権利擁護 23件
○喀痰吸引 24件	○医療機関 12件	○就園 17件
○胃ろう 17件	○学校 12件	○障害・病状の理解 9件

## c 研修

	概 要
基幹支援センター	○医療的ケア児支援者研修（基礎）（令和4年10月2日（日）実施） 目的：医療的ケア児支援に携わる保育士等に向けた基礎的な知識、対応等を学ぶ研修 受講者：28名（定員30名、申込み105名）
	○医療的ケア児支援者研修（専門）（令和4年11月19日（土）実施） 目的：医療的ケア児支援に携わる看護師等に向けた専門的な知識、技術等を学ぶ研修 受講者：41名（定員40名、申込み92名）
地域支援センター	○各センターにおいて担当圏域の支援者を対象とした研修を実施 対象者：主に担当圏域の支援者等 内 容：小児在宅医療に関する医師講演、療育の視点に関する医師講演、保育士及び教員等向けの医療的ケア児等アドバイザーによる講演等 その他：各センターにおいて計20回実施（オンライン、集合形式等による）

## d 関係機関連携

各地域支援センターが関係機関を訪問等し、支援に携わる関係機関のネットワーク構築による医療的ケア児支援のための地域づくりを図った。

## ○主な取組

- ・市町村の担当部署（福祉、保健、教育、保育等）を訪問し、市町村の支援に係る責務、医療的ケア児支援センターの役割を説明
- ・担当圏域の医療的ケア児等コーディネーターほか関係機関を集め、地域の支援体制を協議するための会議を開催
- ・市町村の医療的ケア児支援に係る協議の場に参加

e その他

(支援センター間会議の実施)

区分	出席者	内容等
医療的ケア児支援センター 担当者会議	各センター担当者、 県医療療育支援室	〇月1回開催 〇各センターの取組状況及び課題の共有、検討
医療的ケア児支援センター センター長会議	各センター長、 県医療療育支援室	〇年2回開催(令和4年6月29日、令和5年1月27日) 〇センター運営活動に係る課題検討

(基幹支援センターにおける活動状況)

〇医療的ケア児支援センターWebサイトの開発について

- 趣旨・目的

医療的ケア児やそのご家族を始め、医療、保健、福祉、教育、労働など多くの分野の支援者に役立つ幅広い情報を一元的に集約し、わかりやすい掲載方法で発信することを目的として開発。

- 公開(予定)

令和5年3月中(一部については、現在公開中(URL: <https://aichi-iryocareji.jp/>))



〇医療的ケア児支援センターのリーフレットの作成・配布について

- 趣旨・目的: 医療的ケア児支援センターを紹介し、周知することを目的として作成。

- 発行部数: 47,200部

- 配布時期・方法: 各地域支援センターから担当圏域内の市町村等へ1月から順次配布。

〇社会資源調査「非常用電源装置の購入補助(給付)調査」の実施

- 趣旨・目的

市町村の非常用電源装置の購入補助(給付)に係る状況を調査し、支給の有無、対象者、金額、窓口等、県内の情報を集約し情報提供すること。

- 調査結果

実施あり: 17市町村(うち日常生活用具給付事業15市町、独自事業2町村)

検討中: 4市町

未実施: 22市町村

(愛知県のすべての医療的ケア児と家族に対する支援ネットワーク構築事業(案))

〇趣旨・目的

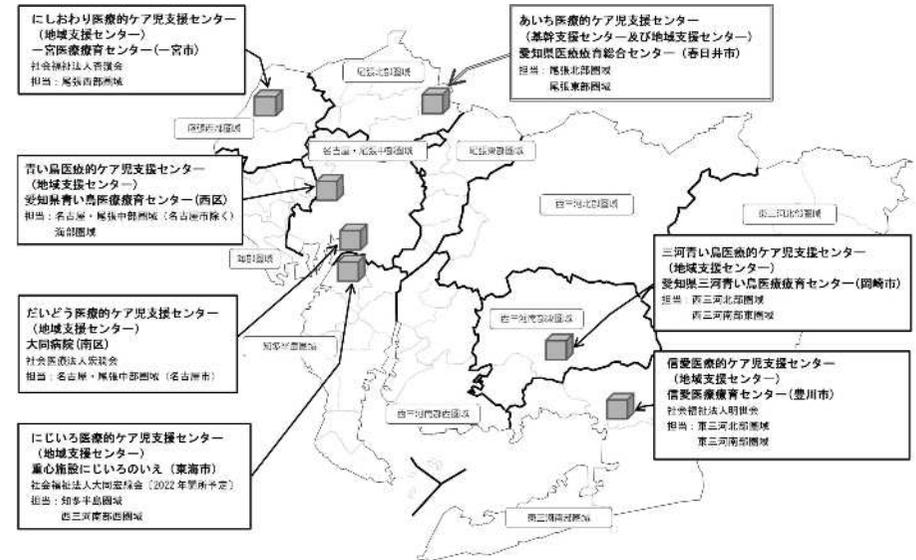
医療的ケア児支援センターと医療的ケア児等アドバイザーが連携して以下の新体制を構築する事業

- 各市町村担当窓口を固定し、医療的ケア児支援センターとの連携強化
- 医療的ケア児に関わる可能性のある病院を訪問し、退院カンファレンスにコーディネーターも参加する等の協力を依頼
- コーディネーターや市町村関係者に向けた情報提供、共有する機会の構築

<主な意見>

- 社会資源調査は、各市町村の実施状況を比較でき、参考となった。
- 支援の行き届いていない動ける医療的ケア児や在宅の医療的ケア児への支援も充実させられる体制を整えることが必要と思う。

<参考>医療的ケア児支援センターの配置及び担当圏域



(3) 令和4年度愛知県在宅医療推進協議会の開催状況について【医務課から】

a 協議会の概要

県内の在宅医療の現状を把握・分析し、保健・医療・福祉・行政など関係機関が相互に連携した在宅医療を円滑に提供する体制を構築するため、平成27年度から年に1回程度開催

b 令和4年度の開催状況

- 開催日時: 令和5年2月1日(水)

- 開催内容

(議題) 次期愛知県地域保健医療計画策定における「在宅医療対策」の見直予定項目について  
専門部会(愛知県訪問看護推進協議会)の廃止について

(報告) 専門部会の開催状況について

在宅医療関連の指標について

令和4年度相談支援アドバイザー会議の活動状況について

議題・報告事項	主な意見（課題、対応等）
<p><b>第1回 [令和4年6月8日]</b></p> <p><b>議題</b></p> <p>1 地域生活支援拠点等の整備状況及び運用評価等について</p> <p>2 令和3年度地域アドバイザー事業の取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が運用する地域生活支援拠点等については、引き続き整備に向けた働きかけを行うとともに、整備済の市町村においても拠点等の機能を担う事業所における役割理解や、拠点等の周知・活用、運用状況の検証等がしっかり行われるよう助言等を行っていく必要がある。</li> <li>・相談件数の増加に対して、相談支援事業所の数や質が追いついていない実情があると思われる。計画相談支援等におけるセルフプランについても、質のあり方やプランの作成支援といったことが課題になっていると感じている。</li> </ul>
<p><b>第2回 [令和4年10月31日]</b></p> <p><b>議題</b></p> <p>1 計画相談支援等のセルフプランに係る状況について</p> <p><b>報告事項</b></p> <p>1 令和4年度地域アドバイザー研修事業の実施状況について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セルフプランについては、障害者本人又は保護者のエンパワメントの観点からは望ましいものであるが、自治体における計画相談支援等の体制整備に向けた努力が十分に行われずまま安易に誘導するようなことは慎むべきという国の方針が示されている。こうした制度の趣旨を十分に理解したうえで運用が行われる必要があり、本人の意思によりセルフプランを利用する場合も含め丁寧な支援が必要である。</li> <li>・相談支援事業所や、相談支援専門員等の不足に対しては、地域アドバイザーとして職員のスキルアップなどの観点を踏まえた情報提供や研修等に取り組んでいる。</li> <li>・地域の相談支援体制の充実にあたり基幹相談支援センターや地域の自立支援協議会が果たす人材育成の役割が重要である。地域アドバイザーとして市町村や圏域単位での人材育成がスムーズに行われるよう助言等を行っている。</li> </ul>
<p><b>第3回 [令和5年2月22日]</b></p> <p><b>報告事項</b></p> <p>1 日中支援型グループホームの運営状況に対する評価に係る実態について 〔地域生活移行推進部会関係〕</p> <p>2 市町村における障害福祉従事者向けの研修実施状況について〔人材育成部会関係〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中サービス支援型グループホームの運営については、支援の質の確保が課題であるため、情報共有しながら気を付けて様子を見ていく必要がある。</li> <li>・市町村が行っている研修については、毎年テーマは同じであっても内容や実施方法を工夫して取り組んでいる様子が見られる。市町村の規模が小さい場合は、複数市町村又は圏域単位で研修を行っていくことも必要と思われる。</li> </ul>
<p><b>今後の取組について</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の機能充実に向けて市町村等への働きかけを行い、地域の相談支援体制の充実に図っていく。</li> <li>・計画相談支援等におけるセルフプランに関しては、定期的に状況を把握し市町村に対して情報提供を行うことで体制整備に向けた支援を行っていく。</li> <li>・地域の社会資源の確保については、各地域の自立支援協議会などで適切な検討や人材育成の取組などが行われるよう、地域アドバイザーを通して助言等を行う。</li> <li>・日中支援型グループホームの運営状況に対する評価等や、市町村における研修の実施など、愛知県障害者自立支援協議会の各部会における検討事項についても、情報共有を図り、地域の課題解決に向けて連携して取り組んでいく。</li> </ul>	

## グループホーム整備促進支援制度事業実績について（令和4年度）

## ○令和4年度実施状況一覧

	スタートアップ相談会	グループホーム見学・相談会	モニタリング調査	グループホーム相談会
対象	新規開設事業者	新規開設事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度又は前々年度中に開設した日中サービス支援型グループホーム</li> <li>・前年度中に、法人として初めて開設したグループホーム</li> <li>・地域アドバイザーから要望があったグループホーム</li> </ul>	既設事業者
開催日時	令和4年6月9日 10:00～15:00	令和4年8月（計4箇所） ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、4箇所中止。	令和4年12月～令和5年1月	令和5年1月10日 10:00～15:30
実施方法	集合型	現地見学	対面又はオンライン	集合型
参加者数 または 対象数	上映会のみ：21名 上映会＋相談会：25名 上映会＋相談会（傍聴）：30名 計76名	延べ16名	20事業所	講義のみ：16名 講義＋相談会：22名 計38名
内容	午前 講義・ビデオ上映 <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームってどんなところ →ビデオ上映、支援の様子</li> <li>・グループホームの指定手続きについて</li> <li>・監査のポイントについて</li> </ul> 午後 グループ相談会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームにおける支援</li> <li>・職員配置、人材育成</li> <li>・収支</li> </ul>	グループホームの見学＋相談	質問紙調査＋管理者への聞き取り <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者向け</li> <li>・運営の原則</li> <li>・本人の意思の尊重</li> <li>・職員間の風通し</li> <li>・緊急時の対応</li> <li>・利用者向け</li> </ul> ※相談支援専門員のモニタリングの際に聞き取り調査を依頼	午前 講義 <ul style="list-style-type: none"> <li>・増設のメリット・デメリット、支援度の高い方への支援</li> <li>・指導監査の観点から見る令和4年度義務化の運営基準等について</li> <li>・障害者虐待防止の取組</li> </ul> 午後 グループ相談会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者向け</li> <li>・支援者向け（サビ管・世話人等）</li> </ul>
令和3年度からの変更点	令和3年度では別々に開催していた説明会と相談会を合体させることによって、新規開設者にとってより理解の深まる開催内容とした。		前年度又は前々年度中に開設した日中サービス支援型グループホームを対象として追加した。	令和4年度に義務化された運営基準等について、監査指導室職員による講義を追加した。

## 精神障害者の地域移行支援について

### 1 愛知県精神障害者地域移行・地域定着推進協議会

#### (1) 概要

平成 29 年度、本県における精神障害者の地域移行及び地域定着支援に向けた協議を行うために設置。構成員は 12 名で、学識経験者、保健医療福祉の事業従事者、家族、当事者等で構成。

#### (2) 令和 4 年度取組状況

日程	令和 5 年 2 月 3 日（金）午前 10 時から午前 11 時 30 分（Web 開催）
参加者	委員 10 名 事務局：こころの健康推進室、精神保健福祉センター、高齢福祉課等
議題	1 愛知県及び県内各市町村における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する取組状況について 2 愛知県精神障害者地域移行・地域定着推進研修の実施状況について 3 ピアサポーター活動等による精神障害者地域移行支援事業について 4 令和 4 年度愛知県精神障害者ピアサポーター養成研修について 5 愛知県精神障害者地域移行・地域定着推進研修企画委員会の位置づけ等について

### 2 愛知県精神障害者地域移行・地域定着推進研修

#### (1) 概要

精神保健福祉センターにおいて、「地域の核となる支援者」の育成を目的とした研修及び「医療と福祉の連携」を目的とした研修を実施。

#### (2) 令和 4 年度取組状況

「地域の核となる支援者」の育成研修・ 「医療と福祉の連携」に関する研修（合同開催）	
開催日	令和 5 年 1 月 31 日（月）午前 9 時 50 分から午後 4 時（Web 開催）
参加者	午前 72 名、午後 68 名（基幹相談支援センター職員、地域アドバイザー、市町村担当者、保健所担当者等）※名古屋市域を除く
内容	1 講義「精神障害にも対応した地域包括システムについて」 半田市障がい者相談支援センター 副センター長 徳山勝氏 2 講義「医療と福祉の多職種連携で見えてくるもの」 半田市障がい者相談支援センター 副センター長 徳山勝氏 一宮市相談支援センター 夢うさぎ 相談支援専門員 梅本早千穂氏 犬山病院 精神保健福祉士 緒方未輝子氏

作業療法士 堀義治氏 愛知県精神医療センター 看護師 新美浩二郎氏	
3 グループワーク（ブレイクアウトセッション）	
4 講義「切れ目のない精神科医療をめざして～診療報酬からみる地域連携～」 愛知県精神医療センター 地域医療連携室 主査 櫻井早苗氏 主任 伊藤玲那氏	
5 講義「住まいの確保と居住支援について」 (1) 愛知県住宅計画課 民間住宅グループ 主事 小池かおる氏 (2) 株式会社くらしケア代表 取締役 直野武志氏 (3) 岡崎市都市基盤部住宅計画課 主事 原田晶氏	
6 グループワーク（ブレイクアウトセッション）	

### 3 愛知県精神障害者ピアサポーター養成研修（ピアサポーターフォローアップ研修）

#### (1) 概要

精神保健福祉センターにおいて、ピアサポーターとして活動するための基本的な知識や実際の活動等を学ぶことを目的とした研修を実施。この研修の受講により、「愛知県精神障害者ピアサポーター名簿」に登録した場合、「ピアサポーター活動等による精神障害者地域移行支援事業」に従事。

#### (2) 令和 4 年度取組状況

ピアサポーター養成研修・ピアサポーターフォローアップ研修（合同）	
開催日	令和 4 年 10 月 18 日（火）午前 10 時から午後 3 時まで（Web 開催）
参加者	71 名（支援者 11 名、当事者 60 名）※名古屋市域を除く
内容	1 講義「ピアサポーターとは」 和歌山県 医療法人 宮本病院 地域活動支援センター 櫻 相談支援専門員・精神保健福祉士 中野千世氏 ピアサポーター 堀本久美子氏 2 愛知県のピアサポーター活動の報告 (社福) アザレア福祉会理事長 小木曾眞知子氏 3 講義「ピアサポーターだからできること ～千葉県のとある事業所から～」 株)MARS ピアサポーター 櫻田なつみ氏

#### 4 ピアサポーター活動等による精神障害者地域移行支援事業

##### (1) 概要

当事者の立場から支援にあたるピアサポーターが精神科病院へ入院中の方や地域で生活する精神障害のある方を対象に自らの体験談を語るプログラムを実施。愛知県精神保健福祉士協会へ委託。

##### (2) 令和4年度の実施状況（令和5年3月1日時点）

実施機関	3機関（事業所・精神科病院）
実施回数	延7回
ピアサポーター従事者数	延7名
参加者数	延99名

## 令和4年度福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査 実施方針

## 1 調査の目的

福祉施設入所者の地域生活への移行に関し、課題整理や今後の取組施策の検討、令和6年3月策定予定の第7期愛知県障害福祉計画及び第7期名古屋市障害福祉計画の成果目標設定等の参考資料とするため、福祉施設入所者のニーズや取り巻く状況等を把握する。

## 2 調査方法

調査対象施設に調査票等を郵送し、施設職員等が調査票をもとに調査対象者に聞き取り等を行い、その結果を電子データにより提出する。

## 3 実施主体

愛知県、名古屋市

## 4 調査対象施設

県内の障害者支援施設73施設のうち、対象外施設<sup>(※)</sup>を除く70施設

※ 対象外施設：公立施設（名古屋市あけぼの学園、名古屋市総合リハビリテーションセンター）及び米山寮盲児部

## 5 調査対象者

調査基準日に対象施設に入所している方<sup>(※)</sup>であって、県内の市町村で支給決定を受けている方【全数調査】

※ 調査基準日に入所した方を含み、調査基準日に退所した方を除く。

※ 調査基準日に入所中であつた方であっても、本人に実際に聞き取り調査を行う前に退所した方を除く。

## 6 調査基準日

令和5年3月1日

## 7 調査時期

令和5年3月～4月

（令和5年2月中旬調査票発送、令和5年5月19日提出期限）

## 8 公表方法

回答を統計的に処理し、個人が特定できないよう配慮した上で、集計結果を愛知県や名古屋市の審議会等の会議資料として活用し、会議後にホームページ等で公開する。

## 9 実施方法

- ・名古屋市内の施設については名古屋市に提出し、名古屋市以外の施設については愛知県に提出する。
- ・愛知県において全データを集約し、名古屋市が支給決定した者の分のデータを名古屋市に提供する。
- ・分析及び公表については、愛知県・名古屋市が、それぞれ保有するデータについて行う。

## 10 スケジュール

令和4年10月28日	愛知県障害者自立支援協議会地域生活移行推進部会	意見聴取
12月19日	愛知県障害者施策審議会	照会
12月	愛知県障害者自立支援協議会	文書照会
12月	名古屋市地域移行懇談会	報告（枠組み）
12月	愛知県知的障害者福祉協会施設長会議	依頼
令和5年2月6日	愛知県障害者自立支援協議会地域生活移行推進部会	最終調整
2月中旬	名古屋市地域移行懇談会	依頼
2月中旬	調査票発送	
3月22日	愛知県障害者自立支援協議会	報告
3月23日	愛知県障害者施策審議会	報告

## 福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査 調査票

以下の設問について、別添の「回答票」に回答を記入してください。

なお、この調査票の中で、「この方」・「ご本人」とあるのは、「入所者」のことです。

### 1. 基本属性 【問1～問9】

入所者一人一人の基礎データについて、施設職員等の方がご回答ください。

問1 この方の性別は？

下表から該当するものを1つ選び、回答記号をご記入ください。

回答記号	選択肢
①	男性
②	女性
③	その他

問2 この方の入所時の年齢は？

「歳」を除いて、ご記入ください。

(例) 55歳の方 ⇒ 「55」と記入してください。

問3 この方の令和5年3月1日現在の年齢は？

「歳」を除いて、ご記入ください。

(例) 55歳の方 ⇒ 「55」と記入してください。

問4 この方の支給決定市町村名は？

該当する市町村名をご記入ください。

(注意) 本調査の対象者は、愛知県内で支給決定を受けている方ですので、愛知県外の市町村名を記入していないかご確認ください。

問5 この方の入所年月日は？

この方が貴施設に入所された年月日をご記入ください。

(例) 昭和50年4月1日に入所された方⇒「S50.4.1」と記入してください。  
平成29年3月31日に入所された方⇒「H29.3.31」と記入してください。  
令和2年1月31日に入所された方⇒「R2.1.31」と記入してください。

問6 この方の主な障害種別は？

下表から主な障害を最大2つ選び、回答記号をご記入ください。

回答記号	選択肢	回答記号	選択肢
①	身体障害（肢体不自由）	⑥	知的障害
②	身体障害（視覚障害）	⑦	精神障害
③	身体障害（聴覚・平衡機能障害）	⑧	発達障害
④	身体障害（音声・言語・そしゃく機能障害）	⑨	難病
⑤	身体障害（内部障害）		

問7 この方の障害支援区分は？

該当する障害支援区分の数字のみをご記入ください。

(例) 障害支援区分4の認定を受けている方 ⇒ 「4」と記入してください。

問8 この方は、成年後見制度を利用していますか。

下表から該当するものを1つ選び、回答記号をご記入ください。

回答記号	選択肢
①	利用していない
②	利用している（成年後見）
③	利用している（保佐）
④	利用している（補助）
⑤	利用しているが、どの類型（成年後見、保佐、補助）か把握していない
⑥	成年後見制度の申立て中である
⑦	利用しているかどうか、わからない

問9 この方は、令和2年3月1日を調査基準日として実施した前回ニーズ調査で、地域生活への移行を希望された方ですか。

下表から該当するものを1つ選び、回答記号をご記入ください。

(注意) 前回のニーズ調査において地域生活への移行を希望したかどうかの判断は、各施設あて依頼文の別紙を参照してください。

回答記号	選択肢
①	希望した者であり、氏名を提供している
②	希望した者であるが、氏名は提供していない
③	希望した者ではない

## 2. 地域移行に関する状況【問10～問16】

この方の地域生活への移行に向け、入所施設が行っている取組等について、施設職員等の方の判断によりご回答ください。

問10 あなた（この調査票を記入していただいている方）の職種等は？  
下表から該当するものを1つ選び、回答記号をご記入ください。

回答記号	選択肢
①	サービス管理責任者
②	生活支援員（経験年数3年以上）
③	生活支援員（経験年数3年未満）
④	その他（具体的な内容を回答票（別紙）に記入してください）

問11 この方に対する取組として、貴施設が行っている地域生活への移行に向けた取組は？  
下表から該当するものを最大3つ選び、回答記号をご記入ください。

回答記号	選択肢
①	地域生活に関する情報提供（DVD、写真、パンフレットなど）
②	施設を出て、実際に地域で生活している方の話を聞く機会の提供（ピアサポーター等を含む）
③	グループホームや「自立生活体験室」などの見学
④	宿泊体験や地域生活体験モデル事業（愛知県委託事業）、身体障害者自立生活体験事業（名古屋市委託事業）への参加
⑤	今利用しているところとは違う日中活動の見学・体験
⑥	地域生活で利用できるサービスの説明
⑦	ご本人を交えてのケア会議・相談会
⑧	日常生活自立支援事業や、成年後見制度の紹介
⑨	地域生活移行に関するご本人のニーズの定期的な確認
⑩	グループホーム等での生活に向けた日常生活訓練等
⑪	地域生活移行に向けた相談支援事業者や市町村との連携
⑫	特に何もしていない
⑬	その他（具体的な内容を回答票（別紙）に記入してください）

問12 この方のご家族に対する取組として、貴施設が行っている地域生活への移行に向けた取組は？  
下表から該当するものを最大3つ選び、回答記号をご記入ください。

回答記号	選択肢
①	地域生活に関する情報提供（DVD、写真、パンフレットなど）
②	施設を出て、実際に地域で生活している方の話を聞く機会の提供（ピアサポーター等を含む）
③	グループホームや「自立生活体験室」などの見学
④	宿泊体験や地域生活体験モデル事業（愛知県委託事業）、身体障害者自立生活体験事業（名古屋市委託事業）への参加
⑤	今利用しているところとは違う日中活動の見学
⑥	地域生活で利用できるサービスの説明
⑦	ご家族を交えてのケア会議・相談会
⑧	日常生活自立支援事業や、成年後見制度の紹介
⑨	地域生活移行に関するご家族の意向の定期的な確認
⑩	地域生活移行に向けた相談支援事業者や市町村との連携
⑪	特に何もしていない
⑫	その他（具体的な内容を回答票（別紙）に記入してください）

問13 この方は、現在の地域における障害福祉サービスの利用により、地域生活へ移行することが可能と考えられますか？  
下表から該当するものを1つ選び、回答記号をご記入ください。

（注意）この方の障害の状態と、現在の地域における支援の提供体制を踏まえ、現実的に可能かどうか、日頃から支援をしている施設職員の方の判断によりご回答ください。

回答記号	選択肢
①	可能
②	困難
③	わからない（その理由を回答票（別紙）に記載してください）

⇒ ①と回答された場合は、問16へ進んでください。

⇒ ②と回答された場合は、問14へ進んでください。

⇒ ③と回答された場合は、問16へ進んでください。

問 14 問 13 で「②困難」と回答（判断）された入所者に対して、お尋ねします。  
それはどうですか。

下表から当てはまるものを全てを選び、回答記号をご記入ください。

回答記号	選択肢
①	現在の地域における環境（障害福祉サービスや支援の提供体制）では、現実的には難しい
②	ご本人の強い意向
③	ご家族の強い意向
④	その他（具体的な内容を回答票（別紙）に記入してください）

⇒ 回答に①を含む場合は、問 15 へ進んでください。

⇒ 回答に①を含まない場合は、問 16 へ進んでください。

問 15 問 14 で「①現在の地域における環境（障害福祉サービスや支援制度の提供体制）では、現実的には難しい」と回答（判断）された入所者に対して、お尋ねします。

どのようなサービスや支援が充実すれば、可能になると思われますか？

下表から該当するものを最大 3 つ選び、回答記号をご記入ください。

回答記号	選択肢
①	日中サービス支援型グループホームの増加
②	夜間支援を行うグループホームの増加
③	行動障害に対応したグループホームの増加
④	医療的ケアに対応したグループホームの増加
⑤	グループホームで身体介護や重度訪問介護が利用できるよう、制度改正
⑥	グループホームにおける一人暮らし等に向けた支援や、グループホーム退去後の地域生活の定着に向けた見守り等の支援の充実
⑦	一般住宅（アパート・公営住宅等）への入居支援の充実（保証人の確保に向けた支援等を含む）
⑧	訪問系の障害福祉サービスの充実（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 等）
⑨	日中活動の場の充実（生活介護、地域活動支援センター、日中一時支援 等）
⑩	訓練・就労系の障害福祉サービスの充実（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、就労定着支援）
⑪	緊急時の受入れや、24 時間ケア（見守り）が行える体制の整備
⑫	ご本人のことを理解し、継続的にかかわる人材（寄り添う人）の確保
⑬	地域における相談支援体制の充実（困ったときに気軽に相談できる体制の整備、相談支援関係機関間のネットワークの強化）
⑭	医療的ケアの提供体制の充実（身近な地域において、医療的ケアを受けることができる事業所等の増加）
⑮	その他（具体的な内容を回答票（別紙）に記入してください）

問 16 あなた（記入されている方）が、この方の地域生活への移行に取り組もうとした場合に、特に調整を要する事項（課題）と考えられることは、次のうちどれですか？

下表から該当するものを最大 3 つ選び、回答記号をご記入ください。

回答記号	選択肢
①	ご本人が地域生活への移行に向けた意思を持つこと
②	ご家族の理解と協力
③	入所施設における、この方の地域生活移行を推進する意識の醸成・支援の充実
④	入所施設職員の地域生活移行の知識・経験
⑤	相談支援事業所との連携
⑥	市町村との連携（地域移行に向けたサービスの支給決定を含む）
⑦	地域住民の理解、協力
⑧	調整事項等なし（近日中に地域生活へ移行予定）
⑨	その他（具体的な内容を回答票（別紙）に記入してください）

### 3. ご家族等の意向【問 17】

問 17 この方の地域生活への移行に関するご家族等の意向は、次のうちどれですか？

下表から該当するものを 1 つ選び、回答記号をご記入ください。

（注意）この設問は、ご家族の意向に沿ってご回答ください。未把握の場合は、ご家族に聴き取りをお願いします。

（注意）ご家族がいない方であって、成年後見制度を利用している方については、成年後見人（保佐人・補助人を含む）に聴き取りをお願いします。

回答記号	選択肢
①	施設での生活を希望している
②	地域で安心・安全な暮らしができるのであれば、地域での生活（自宅・グループホーム・アパート・公営住宅等）を希望している
③	本人の希望のとおりになりたい
④	わからない
⑤	答えたくない
⑥	家族がおらず、成年後見制度も利用していないため、回答できない

#### 4. ご本人のニーズ等【問18～問26】

ご本人の地域生活移行に関するニーズについて、入所についてのサービス等利用計画を作成している相談支援専門員（相談支援専門員の聞き取りが困難な場合には、施設職員等）が、可能な範囲で入所者一人一人に聞き取った上で、入所者の意向に沿って、ご回答ください。

問18 あなた（この方に聞き取りを行った方）の職種等は？

下表から該当するものを1つ選び、回答記号をご記入ください。

回答記号	選択肢
①	入所についてのサービス等利用計画を作成している相談支援専門員
②	サービス管理責任者
③	生活支援員（経験年数3年以上）
④	生活支援員（経験年数3年未満）
⑤	その他（具体的な内容を回答票（別紙）に記入してください）

問19 この方から、言語・態度・表情等による意思表示を受けて、問20以降の聞き取りを行うことができますか。

下表から該当するものを1つ選び、回答記号をご記入ください。

回答記号	選択肢
①	ご本人からの意思表示を受けて、聞き取りが可能 （ご本人からの意思表示を読み取って、回答することができる）
②	ご本人からの意思表示を受けて、聞き取りが不可能 （ご本人からの意思表示を読み取ることができない）

⇒ ①と回答された場合は、問20へ進んでください。

⇒ ②と回答された場合は、これで質問は終わりです。

～ 以下の問20～問26については、ご本人に聞き取りの上、ご回答ください ～

問20 あなたは、地域生活への移行に向けて、次のような取組を経験したことがありますか。  
下表から経験したことがあるものを選び、回答記号をご記入ください。（回答はいくつでも）

回答記号	選択肢
①	地域生活に関するDVDや写真、パンフレットなどを見たことがある
②	施設を出て、実際に地域で生活している方の話を聞いたことがある
③	グループホームや「自立生活体験室」などを見学したことがある
④	施設以外の場所で宿泊体験をしたことがある
⑤	今利用しているところとは違う日中活動の見学・体験をしたことがある
⑥	地域生活で利用できるサービスについて、説明を受けたことがある
⑦	地域生活への移行について、相談支援専門員や施設の職員が主催するケア会議や相談会に出席したことがある
⑧	日常生活自立支援事業や、成年後見制度について話を聞いたことがある
⑨	地域で暮らすことを希望するか定期的に確認を受けている
⑩	グループホーム等での生活に向けた日常生活の訓練を受けたことがある
⑪	①～⑩の取組を経験したことがない
⑫	わからない
⑬	その他（具体的な内容を回答票（別紙）に記入してください）

問21 あなたは、これから、どこで生活したいと思いますか？

下表から該当するものを1つ選び、回答記号をご記入ください。

回答記号	選択肢
①	今いる施設で生活していきたい
②	今いる施設で生活していきたいが、日中は違うところで活動したい（過ごしたい）
③	違うところで生活していきたい
④	わからない
⑤	答えたくない

⇒ ①と回答された場合は、問22へ進んでください。

⇒ ②と回答された場合は、問22へ進んでください。

⇒ ③と回答された場合は、問23へ進んでください。

⇒ ④と回答された場合は、問25へ進んでください。

⇒ ⑤と回答された場合は、問26へ進んでください。

問 22 問 21 で「①今いる施設で生活していきたい」又は「②今いる施設で生活したいが、日中は違うところで活動したい（過ごしたい）」と答えた方に対して、お尋ねします。

それはどうしてですか。

下表から該当するものを選び、回答記号をご記入ください。（回答はいくつでも）

回答記号	選択肢
①	今いる施設が楽しい、安心だから
②	他に生活する場所がないから
③	今いる施設以外で日中の活動（過ごし方）の体験をしたことがないから
④	施設を出ると、料理・掃除・洗濯などで困るから（家事）
⑤	施設を出ると、食事・お風呂・トイレなどで困るから（身体介護）
⑥	薬の管理、体調の管理、病院への通院などが心配だから
⑦	自活するお金・収入がないから
⑧	今いるところ以外で生活するのは寂しい、自信がないから
⑨	困ったときに、どうしていいかわからないから
⑩	家族や周りの人が心配するから
⑪	ここでの生活以外よくわからないから（情報が無い、体験したことがない）
⑫	わからない
⑬	答えたくない
⑭	その他（具体的な内容を回答票（別紙）に記入してください）

⇒ 問 26 へ進んでください。

問 23 問 21 で「③違うところで生活していきたい」と答えた方に対して、お尋ねします。

どこで生活したいとお考えですか。

下表から該当するものを 1 つ選び、回答記号をご記入ください。

回答記号	選択肢
①	家族と同居
②	自宅やアパート、公営住宅などで一人暮らし
③	支援を受けながら少人数で共同生活を行う住宅（グループホームや福祉ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、シェアハウスなど）
④	他の入所施設（障害者支援施設や特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等）
⑤	わからない
⑥	答えたくない
⑦	その他（具体的な内容を回答票（別紙）に記入してください）

問 24 問 21 で「③違うところで生活していきたい」と答えた方に対して、お尋ねします。

今いる施設から出たら、どの場所で生活したいと思いますか。

下表から該当するものを 1 つ選び、回答記号をご記入ください。

回答記号	選択肢
①	前に住んでいたところ
②	家族の近く
③	今の施設の近く
④	①～③以外の場所
⑤	わからない
⑥	答えたくない

⇒ 問 26 へ進んでください。

問 25 問 21 で「④わからない」と答えた方に対して、お尋ねします。

それはどうしてですか。

下表から該当するものを 1 つ選び、回答記号をご記入ください。

回答記号	選択肢
①	ここでの生活以外よくわからない（情報が無い、体験したことがない）
②	具体的に考えたことがないから、わからない
③	答えたくない
④	その他（具体的な内容を回答票（別紙）に記入してください）

⇒ 問 26 へ進んでください。

問 26 全ての方に、お尋ねします。

あなたが、安心して自分らしい暮らしを実現していくために、望むことは何ですか。

下表から該当するものを選び、回答記号をご記入ください。（回答はいくつでも）

回答記号	選択肢
①	自分のことを周りの人が理解してくれること
②	自分の好みに合った住まいがあること
③	お風呂やトイレに行くときに困らないこと
④	家事（炊事・掃除・洗濯）の手助けを受けられること
⑤	昼間通える場所（日中の創作活動の場など）があること
⑥	自分に合った働き場所があること
⑦	年金や障害者手帳の更新などの手続きの手助けを受けられること
⑧	台風や地震、病気など困った時に助けてもらえること
⑨	近くに通える病院があること
⑩	生活するためのお金・収入を確保できること
⑪	家族が近くにいること
⑫	仲の良い人が近くにいること
⑬	私が決めたことに寄り添い、応援し続けてくれる人がいること
⑭	趣味やスポーツ、旅行、買い物などの楽しい時間を過ごせること
⑮	その他（具体的な内容を回答票（別紙）に記入してください）

⇒ これで質問は終わりです。

○そのほか、本調査の実施方法や内容などについて、施設職員やご本人でお気づきのことがありましたら、回答票（別紙）に記入してください。

～ ご協力ありがとうございました ～

あなたのことを聞かせてください（聞き取り調査のお願い）

- この調査は、施設で暮らしている全員の方に行きます。
- この調査は、施設で暮らしているみなさんが、これから先、どこでどのように暮らしていくと幸せなのか、みんなで考えていくために行うものです。
- これから、相談員さん（施設の職員さんのこともあります）が、あなたにいろいろと質問しますが、答えたくない場合や質問が難しい場合は、そう言うってください。
- あなたから聞いたお話は、相談員さん（職員さん）から、愛知県と、あなたの生活を応援している市町村に伝えてもらいます。
- あなたから聞いたお話を、ほかの人の話と合わせて発表することがありますが、あなたの名前などが出ることはありません。
- この調査について、心配なことや不安なことがあったら、いつでも相談員さんや施設の職員さんに言ってください。

● この調査の目的について ●

- どこでどのように暮らすのか、だれでも自分で決めることができます。
- あなたは、このまま今の施設で暮らすこともできます。
- けれど、あなたが今、グループホームやアパートなどで暮らしてみたいと思っていたら、市町村や施設の職員、相談員など、あなたの生活を応援しているみなんで、どうしたらよいかを考えていきます。そのために、この調査を行うこととしました。
- この調査では、あなたがこれから先、どこでどのように暮らしたいと思っているのかを教えてください。
- あなたの希望は、いつでも変えることができますので、安心して、今の気持ちを教えてください。
- 今は施設で暮らしたいけれど、調査の後に、アパートやグループホームなどでの暮らしについて、もっと詳しく話を聞いてみたいと思ったら、いつでも施設の職員さんに言ってください。

調査実施者 愛知県障害福祉課 電話052-954-6292

名古屋市障害者支援課 電話052-972-2560

**福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査  
実施要領（ご本人・ご家族向け）**

**1 調査の目的**

福祉施設入所者の地域生活への移行<sup>(※)</sup>に関し、入所者のニーズや取り巻く状況等を把握し、課題整理や今後の取組施策の検討、令和6年3月策定予定の第7期愛知県障害福祉計画及び第7期名古屋市障害福祉計画の成果目標設定等の参考資料とするため、実施するものです。

※ 「地域生活への移行」とは、障害のある方が、生活の場を入所施設から自宅・グループホーム・アパート・公営住宅・福祉ホーム等に移すことをいい、他の入所施設や老人ホームへの移行は含みません。

**2 調査対象者**

調査基準日に対象施設に入所している方<sup>(※)</sup>であって、県内の市町村で支給決定を受けている方【全数調査】

※ 調査基準日に入所した方を含み、調査基準日に退所した方を除きます。

※ 調査基準日に入所中であった方であっても、本人に実際に聞き取り調査を行う前に退所した方を除きます。（調査実施前に退所された方は、調査を行いません。）

**3 留意事項**

- (1) 調査は、相談支援専門員又は施設職員等が聞き取りにより行います。質問票を見たい場合や、自ら回答を記入したい場合は、聞き取りを行う職員にお伝えください。
- (2) 調査は、回答を強制するものではありません。答えたくない質問については、聞き取りを行う職員にお伝えください。
- (3) ご回答いただいた内容は、個人が特定できないよう配慮した上で、統計的な処理を行います。
- (4) 調査結果は、県や市町村が実施する会議等の資料として公表する可能性があります。個人が特定できる情報（名前や生年月日など）が公表されることはありません。
- (5) 調査結果は、愛知県と県内市町村が策定する障害福祉計画の参考データとして活用させていただきます。そのため、個人の名前を含まない形で、県と市町村の間で情報共有する場合があります。

**4 問い合わせ先**

**(1) 名古屋市内の施設に入所されている方**

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課施設事業係（〇〇）  
電 話：052-972-2560

**(2) 名古屋市以外の施設に入所されている方**

愛知県福祉局福祉部障害福祉課地域生活支援グループ（〇〇）  
電 話：052-954-6292

送付先：愛知県福祉局福祉部障害福祉課

地域生活支援グループ

〒460-8501  
名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

施設名	
記入者 職・氏名	

## 地域移行希望者伝達票

福祉施設入所者の地域生活移行について、下記のとおり希望者がありましたので、報告します。

記

### 1 希望者

ふりがな 氏名	男・女 ( 歳)
支給決定市町村	(入所年月日： 年 月 日)

### 2 希望者の意向（該当するものに○を記入してください。）

ア 地域生活移行を希望する

イ 地域生活移行について、もっと詳しく話を聞いてみたい

### 3 ご本人の承諾

この用紙を、支給決定市町村やあなたのサービス等利用計画を作成している相談支援事業所に提供することに同意します。

氏名（自署又は代筆※）

年 月 日署名

※自署又は代筆のいずれかに○をしてください。

**福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査  
実施要領（記入者向け）**

## 1 調査の目的

福祉施設入所者の地域生活への移行<sup>(※)</sup>に関し、入所者のニーズや取り巻く状況等を把握し、課題整理や今後の取組施策の検討、令和6年3月策定予定の第7期愛知県障害福祉計画及び第7期名古屋市障害福祉計画の成果目標設定等の参考資料とするため、実施するものです。

※ 「地域生活への移行」とは、障害のある方が、生活の場を入所施設から自宅・グループホーム・アパート・公営住宅・福祉ホーム等に移すことをいい、他の入所施設や老人ホームへの移行は含みません。

## 2 調査の概要

### (1) 調査基準日

令和5年3月1日

### (2) 調査対象

調査基準日に対象施設に入所している方<sup>(※)</sup>であって、県内の市町村で支給決定を受けている方【全数調査】

※ 調査基準日に入所した方を含み、調査基準日に退所した方を除きます。

※ 調査基準日に入所中であった方であっても、本人に実際に聞き取り調査を行う前に退所した方を除きます。（調査実施前に退所された方は、調査を行う必要はありません。）

### (3) 提出期限

令和5年5月〇日（〇）

### (4) 回答方法

一人一人について作成した回答票の内容を指定するファイルに入力し、施設分を取りまとめて電子データで提出してください。

### (5) 問い合わせ・提出先

ア 名古屋市内の施設

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課施設事業係（〇〇）

E-mail：a2560@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

電 話：052-972-2560

イ 名古屋市以外の施設

愛知県福祉局福祉部障害福祉課地域生活支援グループ（〇〇）

E-mail：shogai@pref.aichi.lg.jp

電 話：052-954-6292

## 3 調査方法

### (1) 施設職員回答項目（問1～問16）

施設職員等が入所者の状況について一人一人確認の上、回答票に記入してください。

### (2) ご家族聞き取り項目（問17）

施設職員等がご家族に聞き取りの上<sup>(※)</sup>、回答票に記入してください。

※ この調査の実施前にご家族の意向が確認できている場合については、改めて聞き取りを行っていただく必要はありません。

### (3) ご本人聞き取り項目（問18～問26）

相談支援専門員又は施設職員等が入所者ご本人に聞き取りの上<sup>(※)</sup>、回答票に記入してください。

※ 施設側の負担等を勘案し、問20～問26については、ご本人の意思表示（態度や表情等を含む。）を読み取ることが可能な場合のみ、回答を作成してください。

## 4 聞き取り時の配慮

入所者ご本人やご家族の聞き取りに当たっては、下記の点に配慮し、可能な範囲内で対応してください。

(1) ご本人の聞き取り（問18～問26）は、可能な限りご本人のサービス等利用計画を作成している相談支援専門員が行ってください。その際に、ご本人の意向をできる限り正確に引き出すことができるよう、サービス管理責任者又は経験豊富な生活支援員の立会をお願いします。なお、回答期限までに相談支援専門員が聞き取りを行うことが困難な場合は、サービス管理責任者又は経験豊富な生活支援員が聞き取りを行ってください。

(2) この調査は、個々の入所者の退所等を促すものではありません。地域生活移行は、あくまでご本人の意思が主体となりますので、ご本人やご家族が不安に思わないよう、丁寧な説明をお願いします。

(3) 聞き取りを始める前に、ご本人やご家族に実施要領（ご本人・ご家族向け）の内容を説明し、ご理解いただいた上で聞き取りを行ってください。

(4) ご本人の状態や可能性、施設の運営方針等に関わらず、ご本人やご家族の意向を踏まえた回答を作成してください。

(5) ご本人やご家族の聞き取りに当たっては、事前に地域生活やグループホーム等に関するDVDや写真、パンフレット等を活用したり、実際に施設を退所して地域で生活している方の話を聞く機会を設けるなど、地域での生活を具体的にイメージできるような配慮をお願いします。また、聞き取りの際にピア活動をされている方が同席するなど、ご本人が答えやすい環境の配慮をお願いします。

(6) ご本人やご家族に聞き取りを行っていただく調査項目については、回答を強制するものではありません。ご本人やご家族にはその旨お伝えいただき、「答えたくない」「わからない」との意向が示された場合は、そのまま回答してください。

## 5 その他

ご本人から、地域移行を希望する（もっと話を聞いてみたい）等の意向が示された場合は、ご本人の承諾を得たうえで別添の「地域移行希望者伝達票」を作成し、愛知県まで郵送で提出してください。ご本人の意向が反映できるよう、愛知県から市町村に連絡します。

※ この伝達票は、調査終了後も含め、いつでも提出していただくことができます。